

清川村選挙管理委員会議事日程

令和7年6月2日

清川村役場 政策審議室

- | | | |
|------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第31号 | 選挙人名簿から抹消すること |
| 日程第2 | 議案第32号 | 選挙人名簿に登録する者を定めること |
| 日程第3 | 議案第33号 | 地方自治法第74条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数を定めること |
| 日程第4 | 議案第34号 | 地方自治法第76条第1項等に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数を定めること |
| 日程第5 | 議案第35号 | 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項等に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数を定めること |

選挙人名簿から抹消すること

別紙の者は、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条に該当する者であるので、選挙人名簿から抹消する。

令和 7 年 6 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

日程第 2
議案第 3 2 号

選挙人名簿に登録する者を定めること

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、選挙人名簿に登録する者を別紙のとおり定める。

令和 7 年 6 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

地方自治法第 74 条第 1 項等に規定する選挙権を有する
者の総数の 50 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 74 条第 1 項及び第
75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年
法律第 59 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を
有する者の総数の 50 分の 1 の数は、47 である。

令和 7 年 6 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

地方自治法第 76 条第 1 項等に規定する選挙権を有する
者の総数の 3 分の 1 の数を定めること

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 76 条第 1 項、第 80
条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政
の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 8 条
第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、
776 である。

令和 7 年 6 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次

市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項等に
規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数を定
めること

市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第
4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項に規定する選挙権を有する者の総
数の 6 分の 1 の数は、3 8 8 である。

令和 7 年 6 月 2 日提出

清川村選挙管理委員会委員長 大浦文次